

お知らせ

戦没者等のご遺族の皆様へ
第八回特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

現在、手続きを福祉課および各総合支所、出張所で行っています。まだ請求手続きをされていない方は、手続きをされますようお知らせします。

■対象者（請求順位）

1. 弔慰金の受給権者
 2. 戦没者等の子
 3. ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 4. 前記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
 5. 前記1から4以外の三親等内の親族
- （戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有し

ていた方に限られます。）

■請求期限

平成20年3月31日

■問い合わせ／福祉課

☎77-5505

（たちばなケアプラザ）

大島総合支所

☎74-1001

久賀総合支所

☎79-1000

橘総合支所

☎77-5500

東和総合支所

☎78-1110

平成19年度就学義務猶予
免除者等の中学校卒業程
度認定試験

この試験は、病気などやむを得ない事由により、就学義務を猶予または免除された方等に対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行うもので、合格者には高等学校の入学資格が与えられます。

■試験期日／11月5日(月)

■試験場所／山口県教育庁

（山口市滝町1番1号）

■試験科目

国語 社会 数学 理科

外国語（英語）

■願書の受付期間

8月24日(金)～9月11日(火)

■その他

受験資格、出願書類など詳しいことについては、教育委員会学校教育課（☎78-2204）にお問い合わせください。

家屋の新・増改築等の調べについて

平成19年1月2日から平成20年1月1日の間に、家屋の新築・増築・取り壊し（一部取り壊しを含む）をされた方、または予定のある方は、今月

（7月）中旬に各戸配布しております「家屋の新増改築の調べについて（お願ひ）」に必要事項を記入のうえ、8月31日までに税務課またはお近くの総合支所、出張所まで提出してください。

「調べ」に関するご不明な点、固定資産に関するお問い合わせは、役場税務課、課税第二班までご連絡ください。

■問い合わせ／税務課
課税第二班
☎74-1008（直通）

中高生アルバイトを使用
する事業者の方へ

18歳未満の人をアルバイト等で雇い労働させる場合、労働基準法により

- ①労働条件通知書の交付義務
- ②1時間646円以上の賃金
- ③支払い義務
- ④残業・休日出勤の禁止
- ⑤深夜労働の禁止
- ⑥危険有害業務への就業禁止

が定められています。

詳しくは山口労働局労働基準部監督課☎083（995）0370へお尋ねください。

第18回チビッコ審査員による
お魚料理コンテスト



地魚を使ったお料理を出品される方を募集します。
子どもたちにお魚料理を楽しく・美味しく食べてもらえるような料理を出品してみませんか？

- ◆日時／7月31日(火)
- ◆場所／橘総合センター
- ◆募集内容／
地魚を使った子どものための料理1品
- ◆応募資格／お魚料理が好きな方ならどなたでも
- ◆審査方法／
柳井・周防大島地区から選ばれた小学生による審査
- ◆表彰／優勝・準優勝ほか、各賞
- ◆参加料／無料（出品者には材料費を支給）
- ◆募集人数／4名程度
- ◆応募期限／7月20日(金)（期限厳守）
- ◆問い合わせ・応募先／
水産課 ☎79-1004またはファックス79-1021にてご応募ください。
- ◆その他／
ご応募後、資料をお送りしますので、レシピ（出品）カードを作成のうえ提出をお願いします。